

令和元年台風第 19 号被害を受けられた 償却資産をお持ちの皆様へ

令和元年台風第 19 号により被害を受けられた皆様、心からお見舞い申し上げます。

令和元年台風第 19 号の影響で風害・水害により甚大な被害を受け、事業の用に供することができなくなった償却資産については、令和元年度第 3 期・第 4 期分の固定資産税が減免になる場合があります。

減免を申請される方は下記書類を税務課へ提出願います。なお、今回、災害によって廃棄した資産については、令和 2 年度の償却資産申告書へ減少資産としても申告していただく必要がありますので、ご注意ください。

減免の申請手続きについて

1. 提出書類

(1) 減免申請書

- ①納税義務者の欄に住所、氏名、押印をお願いします。
- ②申請書内、4 減免事由（被害状況）欄に、被害を受けた場所（所在地）をご記入ください。
- ③日付及び減免を受けようとする税額の欄はこちらで記入しますので不要です。

(2) 被害を受けた償却資産の名称、数量、取得年月日、令和元年度の課税標準額が分かる資料

減免対象となる償却資産の特定をするため、被害を受けた資産の名称、数量、取得年月日、令和元年度の課税標準額がわかる資料の添付をお願いします。

(3) 修繕費の請求書・領収書 ※未修繕の場合は見積書

被害を受けた償却資産を修繕等を行い利用し続ける場合、減免割合を算出するために修繕費の金額が必要となります。（計算方法は裏面「減免額の決定について」参考）

※資産を破棄した場合、又は使用不可能な状態な場合は修繕費の請求書・領収書の提出は不要です。

2. 提出期限

令和 2 年 1 月 31 日（金） 必着

3. 提出・問合せ先

〒419-0192

静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13

函南町役場 税務課 資産税係 TEL:055-979-8108

減免額の決定について

ご提出していただきました申請書を審査のうえ、一品ごとの損害程度（減免割合）を下表により決定し、別途税額変更の通知をいたします。

区分	損害の程度	減免割合
1	損害の程度が 20%以上 40%未満	4 / 10
2	損害の程度が 40%以上 60%未満	6 / 10
3	損害の程度が 60%以上 80%未満	8 / 10
4	損害の程度が 80%以上	全て減免

損害の程度（減免割合）は次の算式により算出します。

【計算式】

$$\text{損害の程度（減免割合）} = \text{修繕費} / \text{令和元年度課税標準額}$$

(例) 応接セット 修繕費 200,000 円、令和元年度課税標準額 328,125 円
200,000 円 / 328,125 円 = 60.9% (損害の程度)

上記の表より損害の程度区分は「3」となり減免割合は「8/10」となります。

※ 当該被害資産を全部廃棄した場合や修繕費が、当該資産の令和元年度課税標準額を上回る場合には、損害の程度区分は「4」となります。